第二千九百三十九号 平成二十一年三月六日

増

刊

(1)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示第四百七号

告

示

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示

(総務事務センター)

告

示

目

次

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月六日

福岡県知事 麻 生

渡

福岡県職員住宅貸付要綱 (昭和三十九年五月福岡県告示第四百九号) の一部を次のよ

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示

第二条第一項第二号を次のように改める。

うに改正する。

一 県職員採用試験に合格している者で、県に採用されることが確実と見込まれるも

第五条に次の一項を加える。

2 者とする。 規則第三条第一項第二号の人材確保のために知事が必要と認めた者は、次に掲げる

勤が困難と認められるもの

|| 第二条第一項第二号に掲げる者に該当する者で、現在の住居を退居しなければな

第二条第一項第二号に掲げる者に該当する臨時職員である者で、現住所からの通

らず、他に住居のないもの

三 その他知事が認めた者

定期発行日 每週月水金曜日

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)